

社会福祉法人 志摩市社会福祉協議会 役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志摩市社会福祉協議会（以下「本会」という。）役員等に関する報酬並びに費用弁償の額の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事・監事・評議員
- (2) 各種委員
- (3) その他会長が必要と認めた者

(報酬)

第3条 前条に規定する役員等の報酬の額は、別表1のとおりとし、本会会長には月額支給し、その他役員等は執務日数に応じ支給する。ただし、役員等を兼任し、同日にそれぞれの職務についての場合は、一職務についてのみ支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が職務のため出張したときは、その出張について費用弁償として、職員旅費規程に基づき、旅費を支給する。ただし、日当は、前条の別表1の報酬額を適用する。

(社会保険等)

第5条 会長は、執務状況に応じて社会保険等に参加できるものとする。

(通勤手当)

第6条 会長へは通勤手当を支給する。

- 2 通勤手当の支給内容及び方法等については、本会職員給与規程に規定する内容に準じるものとする。

附 則

1. この規程は、平成16年10月1日より施行する。

附 則

1. この規程の変更は、平成17年5月25日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

1. この規程の変更は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

1. この規程の変更は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程の変更は、平成26年10月16日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則

1. この規程の変更は、平成26年12月19日から施行する。

附 則

1. この規程の変更は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

役職名	報酬額	
	月額	130,000円
会長	月額	130,000円
理事	日額	3,000円
監事	日額	3,000円
評議員	日額	3,000円
各種委員	日額	3,000円
その他会長が必要と認めた者	日額	3,000円